

自社株の相続・贈与税が100%猶予・免除される

新事業承継税制って、わが社も使えるの？

【日時】 **2018年11月6日(火)** 15:00～17:00 (受付開始14:30)

【会場】 渋谷区渋谷3-29-22 投資育成ビル (JR渋谷駅新南口徒歩1分)

【参加費】 無料 (申込期限:11/2)

【資料】 欠席の方で資料希望の方も裏面申込書ご記入のうえFAXしてください。

■持株会社にも使えるの？

⇒資産保有型・運用型会社の要件について解説します。

■子会社が資本金3億円超でも使えるの？

⇒特別関係会社・特定特別関係会社に要件について解説します。

■同族の持株比率が50%未満でも使えるの？

⇒適用対象外ですが、議決権の集約などで可能性が出てきます！

■外国子会社持分は適用除外って本当？

⇒本当ですが、その影響を小さく出来る可能性はあります！

【講師】

税理士法人タクトコンサルティング

税理士 杉山正義(国税庁OB)

公認会計士・税理士 小野寺太一

【税理士法人タクトコンサルティング】

税理士・公認会計士の専門家集団として税務サービスを提供することは勿論のこと、税務・会計の領域を基盤として、現状分析、問題点の抽出、解決手法の立案・実行、税務調査対応という総合コンサルティング業務を提供している。

ファックスで下記までお送り下さい
FAX 03-5469-5862

11/6 (火) 15:00 開催
「新事業承継税制って、わが社も使えるの？」
参加申込書

貴社名 _____

お役職名 _____ ご芳名 _____

ご住所 _____

電話番号 _____

当日不参加の方(○で囲んでください) 資料を希望する 希望しない

※定員に達し次第、受付を終了いたします。

※受講票はございません。当日1階にて受付願います。

ご記入いただきました個人情報は、各共催者が参加者名簿として、またセミナーの企画・運営・実施のために使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び各種ご案内のために使用します。なお、個人情報の共同利用等の詳細につきましては、東京中小企業投資育成株式会社のプライバシーポリシーをご参照ください。共同利用する個人データについては、各共催者がそれぞれ責任を持って管理いたします。



■ 会 場 投資育成ビル (JR渋谷駅新南口 徒歩1分)

【お問い合わせ先】

東京中小企業投資育成株式会社 セミナー事務局 (担当: 細川)
TEL 03-5469-5851 FAX 03-5469-5862